

令和 5 年 1 1 月

**丸亀市農業委員会定例総会
議 事 録**

令和 5 年 1 1 月 2 0 日開会

丸亀市農業委員会

令和 5 年 1 1 月 丸 亀 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

開催日時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日（月）午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 1 5 分

開催場所 丸 亀 市 役 所 2 階 2 0 1 ・ 2 0 2 会 議 室

出席委員 4 2 人

農業委員 1 4 人

1 大西 貴久	2 田中 浩信	3 尾野 弘季	4 内田 久夫
	6 和泉 弘美	7 山根 三枝子	8 富田 等
9 牛田 均	10 小松 和貴子	11 竹内 章雄	12 松永 哲之
13 竹田 久義	14 松永 哲夫		16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 2 8 人

1 元木 繁雄	2 西山 孝	3 廣瀬 義文	4 一本松 学
5 齊藤 純子	6 坂井 清照	7 守家 祥司	8 戸張 正典
9 宮前 千代秋	10 山口 好則	11 須藤 誠一	12 大西 紹
13 大野 忠志	14 高木 久義	15 田羅間 勲	16 横山 隆一
	18 宮武 俊博	19 喜來 聖則	20 新居 勉
21 山本 清秀	22 深井 正隆	23 佐藤 久男	24 竹林 隆
25 古竹 義弘	26 村山 雅美		28 竹林 俊一
29 山本 敏一	30 三谷 孝治		

欠席委員 4 人

農業委員 2 人

5 平山 康生 15 尾崎 義美

農地利用最適化推進委員 2 人

17 田中 正隆 27 徳永 善史

農業委員会事務局出席者

事務局長	谷本	孝二
事務局次長	大西	良明
主査	岩崎	正英
副主幹	香川	稔
主査	中山	弘美

その他の出席者

なし

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第58号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第59号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第60号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第61号	農用地利用集積計画の決定について
議案第62号	非農地証明願について
議案第63号	許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第27号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第28号	農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（谷本孝二君）

皆さんおはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年 1 1 月の農業委員会定例総会を開会させていただきます。

開催の前に、本日机の上にお配りしております資料の確認です。

次第と農政情報の 2 種類です。

総会の方を始めさせていただきます。

議事進行につきましては、松永会長の方でよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

皆さん、おはようございます。

暑い暑いと思っていましたらもう、もうめっきり冬らしくなって参りました。

今日は、7 月の改選後から 5 回目の農業委員会でございますが、年内はあともう 1 回になりました。

本日も議案がたくさんございますので、よろしくご審議の方お願いいたします。よろしくお願ひします。

本日の出席委員は 1 4 名です。

過半数の方が出席されていますので、総会は成立しておりますことを報告いたします。

本日の議事録署名人は、9 番の牛田委員さんと 1 0 番の小松委員さんをお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思いますが、今月の農政に関する議題は特にないようです。その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。

報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

定例農家相談の開催結果についてご報告します。次第の裏面をご覧ください。

飯山市民総合センター開催分につきましては、1 0 月 2 7 日金曜日に竹田委員の担当で、本庁開催分につきましては、1 1 月 6 日月曜日、尾野副会長の担当で、

綾歌市民総合センター開催分につきましては、11月10日金曜日、松永哲之委員の担当で、午前9時から午前11時まで行い、本庁と綾歌市民総合センター開催時にそれぞれ1件の相談がありました。

相談内容については、双方とも、作り手がないということで、新たに農地を借受けしてもらえるところを探して欲しいというような内容でございましたので、農地機構への登録をご案内させていただいております。

次回の農家相談につきましては、飯山市民総合センター開催分につきましては、11月27日月曜日、松永会長の担当で、市役所本庁開催分につきましては、12月5日火曜日、平山委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分は12月11日月曜日、牛田委員の担当で、それぞれ午前9時から午前11時までの受付となっています。

農家相談の手引きをお持ちになって、相談会に出席ください。

よろしくお願いします。以上です。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようです。その他報告事項は、ありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

先月の定例総会でご案内をいたしました令和5年度の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会についての確認をさせていただきます。

来週の月曜日、27日の午後1時30分から綾歌町のアイレックスでの開催になっています。

ご参加に際しましては、7月にお渡ししました業務必携をご持参ください。

なお、農業会議への出欠の報告が本日までとなっておりますので、どうしても当日都合が悪く、ご欠席される委員さんは、本日の会議終了後に事務局にお申し出ください。よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

皆さん、研修会へご出席よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

続いて農地に関する議題に移りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第61号 農地利用集積計画の決定について

議案第62号 非農地証明願について

議案第63号 許可後の事業計画変更申請について

報告事項といたしまして、

報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第58号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。

位置図と一緒にご審議よろしくお願ひします。

議案第58号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は8件です。

1番、金倉町・・・面積723㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、川西町北・・・面積1,050㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番、垂水町・・・面積753㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4 番、垂水町・・・面積 10 m²【議案読み上げ】

この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。

5 番、垂水町・・・面積 10 m²【議案読み上げ】

この案件は、4 番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。

2 ページをお開きください。

6 番、綾歌町栗熊西・・・面積 91 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で花き、野菜を作付けする計画が提出されています。

7 番、飯山町西坂元・・・面積 944 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で麦を作付けする計画が提出されています。

8 番、飯山町東坂元・・・面積 7,172 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上 8 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第５８号農地法第３条第１項の規定による許可申請について、整理番号１番から８番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第５８号農地法第３条第１項の規定による許可申請について８件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第５９号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

３ページをお開きください。

議案第５９号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてです。

案件は５件です。

１番、田村町・・・面積 121 ㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和４５年頃に隣接する宅地に住宅を建築した際、あわせて造成し、現在まで一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、第１種住居地域の指定がされ、第３種農地に区分されます。

２番、土器町西一丁目・・・面積 550 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅１棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

３番、綾歌町岡田上・・・面積 4,495 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地にうるし植栽地を整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和５年８月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

４番、綾歌町栗熊東・・・面積 34 ㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和５５年頃自宅への進入路を整備した際、あわせて造成し、現在まで一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

４ページをお開きください。

５番、飯山町川原・・・面積 28.10 ㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成２４年頃に駐車場を整備した際、あわせて造成し、現在まで宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上５件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

補足説明をさせていただきます。

申請番号５９－３綾歌町岡田上のうるしの植林についてです。

植林につきましては、山林転用ということで、１１月から３月までの期間のみの受付となります。

植樹をされて、１年後に現地確認して工事完了の証明が可能になります。

現況が山林になっているから山林転用ができることではなくて、農地等に何も作物がされていない状態で植樹するものになります。

今回の申請地については、長年農地の管理ができておらず現況は、山林化している状態ですが、抜根等により整地した後にうるしを植樹するという内容での申請となっています。申請者は、うるしを使った事業をしているということで、住宅の横にある申請地での転用申請となっていますので、申し添えておきます。

以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第59号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から5番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第59号農地法第4条第1項の規定による許可申請5件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

次に、議案第60号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

5ページをお開きください。

議案第60号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は11件です。

1番、田村町・・・面積275㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、飯野町東分・・・面積1,341㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、飯野町西分・・・面積2,743㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲店舗1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

4 番、垂水町・・・面積 4,368 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電設備 31 基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番、土器町西五丁目・・・面積 974 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

7 ページをお開きください。

6 番、土器町東四丁目・・・面積 2,009 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 8 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用住居地域等の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

7 番、土器町東四丁目・・・面積 297 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

8 番、土器町東四丁目・・・面積 33 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

9 番、土器町東四丁目・・・面積 13 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

8 ページをお開きください。

10 番、飯山町川原・・・面積 214 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。なお、この申請地は、平成 28 年頃造成し、現在まで宅地として利用してきましたが、今回の申請をもって無断転用の解消を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11 番、飯山町東坂元・・・面積 1,069 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、進入路及び資材置場の造成整備を図るものです。

申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分され、転用時期が令和 6 年 8 月 31 日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

以上 11 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地

基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。

ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第60号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から11番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第60号農地法第5条第1項の規定による許可申請11件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第61号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、9ページをお開きください。

議案第61号農用地利用集積計画の決定についてです。

9ページから36ページにかけて記載しています。

申請件数はあわせて53件、筆数114筆、面積113,418.00㎡

詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

●推進委員（山口好則君）

14ページの申請番号11番目の案件ですが、貸付人の・・・さんは、10年程前にお亡くなりになっており、相続人に名義等が変わっていると思われるが、相続登記ができていなくても相続人の同意があれば、貸借はできると思うが、議案書が死亡者の名前ままになっているのはどうかと思う。

●事務局（岩崎正英君）

確認して、相続人の名義に訂正します。

●会長（松永哲夫君）

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第61号農用地利用集積計画の決定について、53件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続きまして、議案第62号非農地証明願についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは37ページをお開きください。

議案第62号非農地証明願についてです。案件は1件です。

1番、綾歌町岡田上・・・面積12.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、現在、農業用施設、給水ポンプ地として利用されているものです。

以上1件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。

ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第62号非農地証明願について整理番号1番の案件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

続いて、議案第63号許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは38ページをお開きください。

議案第63号許可後の事業計画変更申請についてです。

案件は3件です。

1番、郡家町・・・面積660.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年10月22日、分譲住宅3棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番、綾歌町富熊・・・面積2,034.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年9月5日、分譲住宅7棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、併せ利用地で住宅4棟など追加するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

3番、飯山町東坂元・・・面積947.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年5月18日、工場1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、合わせ利用地の追加並びに工期延長のため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第63号許可後の事業計画変更申請について整理番号1番から3番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。

報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 39 ページをお開きください。

報告第 27 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。

報告は 1 件です。

1 番、綾歌町富熊・・・面積 10,725.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 11 月 11 日、相続により農地を取得したものです。

委員会による斡旋等の希望はございません。

それでは 40 ページをお開きください。

報告第 28 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてです。

報告は 1 件です。

1 番、綾歌町岡田東・・・面積 1,701.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、耕作者変更ため、離作補償なく合意解約するものです。

なお、議案 61 号 13 番に記載のとおりです。報告は、以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項について、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項を終わります。

以上で、11 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 15 分終了）